

「堺あったかぬくもりプラン4」（現計画）に 関連する新たな取組について（R7年度～）

地域福祉型研修センター事業

重点施策【1】 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 くらしをまもる

包括的な支援体制の構築に向けた人材を育成することを目的として、市と社会福祉協議会が事務局となり、「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」を企画・実施し、「顔の見える関係の構築」や「円滑な連携体制の構築」のために参加型の研修プログラムで構成している。

令和6年度においては各エリア（「堺・西」、「中・南」、「東・北・美原」）ごとに開催をした。令和7年度は、各エリア版に加え、全市域版を実施する。

全市域版については、研修内容をブラッシュアップし、「地域福祉と更生支援をつなぐ」をテーマとして実施予定。

【令和7年度協働研修予定】

全市域版

地域福祉と更生支援をつなぐ研修

- ・堺市地域福祉計画地方再犯防止推進計画を包含している。
- ・令和6年11月11日には「堺市における再犯防止及び更生支援の推進に関する連携協定」を締結。

⇒包括的な支援体制を更生支援にも広げていく



エリア版

顔の見える関係をつくり、協働のすそのを広げる研修

- ・引き続き、区域を基盤に「顔の見える関係づくり」、「協働のための基盤構築のための研修」を実施する。
- ・これまでは研修期間を2日間に設定していたが、より参加しやすい研修とするため研修期間を1日間に短縮する。

⇒研修期間を1日に短縮することで、より参加しやすく、今まで以上に参加者層を広がることで、さらに協働のすその（基盤）を広げていく。

堺市居住支援協議会の設立について

重点施策〔1〕 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 くらしをまもる

＜＜設立目的＞＞

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者・障害者・子育て世帯など住宅確保が困難な方）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう支援するため、**令和7年3月25日設立**。

民間賃貸住宅の情報提供等の支援や円滑な入居の促進に関して協議することで、誰もが安心して暮らせる住環境をめざす。

＜＜取組内容＞＞

1. 各機関の取組や課題を共有し、居住支援に関する理解をより深めることを目的に、意見交換会を開催する
2. 不動産事業者や居住支援団体等に向けて研修会を実施し、居住支援に関する理解を深めることで居住支援の事業協力者を増やす
3. 居住支援を必要とする方等へホームページ等で居住支援に関する情報を幅広く発信する
4. 住宅確保要配慮者向けの物件情報に関して相談体制を整備する

堺市居住支援協議会（令和7年3月25日時点）

堺市関係課

- ・ 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課
- ・ 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課
- ・ 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課
- ・ 健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課
- ・ 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
- ・ 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

居住支援関係団体

- ・ 社会福祉法人堺市社会福祉協議会
- ・ 社会福祉法人悠人会
- ・ 社会福祉法人美木多園
- ・ 特定非営利活動法人カリネ（事務局）

不動産関係団体

- ・ 大阪府宅地建物取引業協会堺支部
- ・ 公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部
- ・ 一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会

生活困窮者への住まい相談の推進

重点施策〔1〕 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」において、生活困窮者（生活保護受給者以外）に対する総合相談支援や就労支援を実施。

（参考）主な相談主訴（令和6年度）

（複数回答）

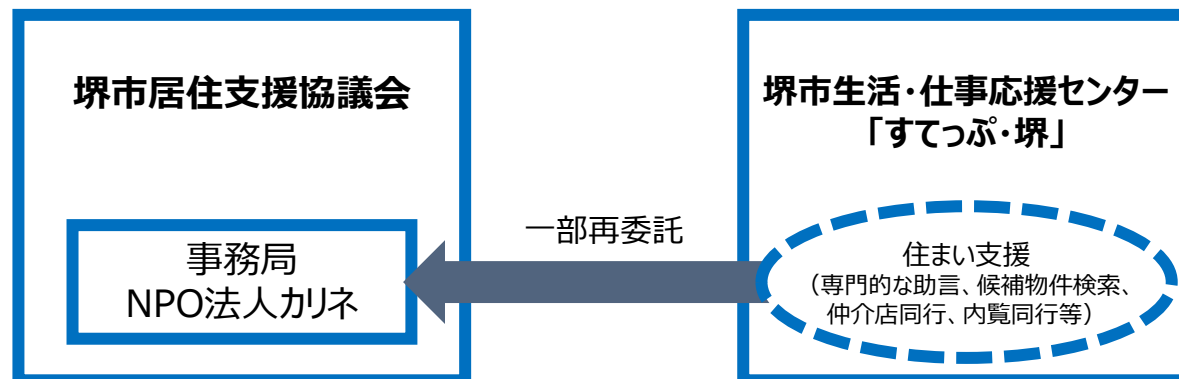
	収入・生活費 のこと	仕事探し・就職 について	家賃やローンの 支払いのこと	住まいについて	債務について
相談件数	600件	305件	290件	171件	141件

「法の改正」

令和7年4月1日付で生活困窮者自立支援法が一部改正。単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者への居住支援を強化するため、自立相談支援事業の法律上の定義に、「居住の支援」が明記され、**自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することが明確化**された。

「取組内容」

今まで対応していた住まいに関する相談について、より専門的な対応ができるようにするため、令和7年4月より堺市居住支援協議会事務局であるNPO法人カリネに住まい支援の一部を再委託。



住居確保給付金について

重点施策〔1〕 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 くらしをまもる

〈概要〉

生活困窮者自立支援法に基づき、次の**2つの支援**を行うことを目的に支給する給付金

従来から支給している

家賃補助（法第3条第3項第1号）

離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。

【参考】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規相談件数	444件	193件	168件
支給決定件数	181件	55件	40件

R7.4.1から支給開始

転居費用補助（法第3条第3項第2号）

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行う。

重点施策〔5〕 災害への備えや支援のしくみづくり

取り組む方向性 2 つながりをつくる

●避難行動要支援者への避難支援等の一層の推進

【避難行動要支援者名簿】

- ・「避難行動要支援者リストを活用した災害時安否確認マニュアル」について、各区と連携した円滑な被災者支援への活用方法について検討を進める。

【個別避難計画】

- ・福祉専門職等による個別避難計画の作成において、効率性、安全性を高めるために電子申請を活用した作成及びデータ管理に取り組む。
- ・個別避難計画の作成について、特に優先度が高い方以外の方にも対象を拡充して作成に取り組む。

●福祉避難所の効果的な運営等及び連携体制の強化

- ・「福祉避難所運営マニュアル」の作成を推進する。（ビッグ・アイ、ファインプラザ）
- ・市及び福祉避難所施設の連絡会を開催し、発災時の福祉避難所の開設及びその後の運営を想定した机上訓練や研修等、災害時に備えた福祉避難所の取組を実施する。